



市民の声を市政に反映

杉森ひろゆき

市議会議員ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行
816号 2020年7月28日
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8
 Tel・Fax : 870-0335
 携帯 : 090-5587-7693
 Mail : sugimori@max.hi-ho.ne.jp

生活苦に悩む市民への支援 **B**

大学生を含む若者の窮状

6月定例会一般質問 ③-B

杉森議員は6月8日、牛久市議会6月定例会で、新型コロナウイルス感染症対策について質問しました。今号はその中で、③「生活苦に悩む市民への支援」のBを掲載します。

住居確保へ柔軟対応を

【杉森議員の質問】住居確保給付金は、新型コロナウイルス感染拡大防止に起因する省令改正により、本年4月1日以降、支給要件の緩和が図られてきたところですが、牛久市においても柔軟な対応が求められます。住居確保給付金は本年に入り、何件の相談と、その内、何件の申請、そして支給があったので、どうか。支給に至らない障害は何か。大学生・専門学校生等の相談はあったのか。収入基準は牛久市の場合月額いくらか、支給上限額は生活保護の住宅扶助特別基準と同額か、職業訓練受講給付金との併給は可能か、聞きます。

相談54件で申請9件？

【保健福祉部長の答弁】3月から5月20日の住居確保給付金の相談件数は54件、そのうち申請及び支給決定件数は9件、総額108万5千円で昨年度の支給金額をすでに超えています。

支給要件は、収入要件と資産要件があり例えば、世帯収入合計額は、単身世帯は11万2千円以下、3人世帯は18万4千円以下となっており、世帯預貯金合計額は、単身世帯は46万8千円以下、3人世帯は84万円以下となって来ります。支給額は、単身世帯で月額3万4千円、2人世帯で4万1千円、3人から5人世帯で4万4千円を上限額として支給されます。

臨時会

市独自のコロナ対策がHAPPYマタニティ？

第2回牛久市議会臨時会が7月16日に開催され、国のひとり親世帯の子育て支援、市独自の妊婦に対する臨時特別給付金、等を内容とする補正予算案が提出され、可決された。

杉森議員は、妊婦に対する臨時特別給付金（事業名「HAPPYマタニティ臨時特別給付金」）について、以下の質疑を行った。

この事業は新型コロナウイルス感染症対策なのか、それとも少子化対策なのか。

新型コロナウイルス感染症の拡大の恐怖と、事業自粛等による経済困窮に苦しむ市民感情を考えれば、感染症対策として「HAPPY…」の名称は不適當ではないか。

予算9,000万円という、900人を想定することになるが、昨年の出生者数は566人。なぜ、約2倍の数を想定する必要があるのか。

予算9000万円を出生者の実数に合わせれば、5,600万円になり、臨時交付金9,400万円の内、3,800円が残る。6月定例会で市議会が決議した、コロナ感染生活防衛の支援策の一つである、牛久市の若者たちの学業と生活を支援する事業の経費が約5,000万円であり、わずかのプラスで実現できることになるかどうか。

保健福祉部長は、現在の妊婦数300人に今後1年間の600人を足して900人としたと回答。何故そこまで拡張する必要があったのか等、今後の検討課題として残った。

雇用支援としての職員募集

【杉森議員の質問】コロナ禍で、失業・休業・廃業に追い込まれた方は多く、学生等は内定取

り消しや、アルバイトの減収に悩まされ、大学をやめようとしている学生も少なくないといわれています。これらの方を対象に、雇用対策の一助として、正規と非正規の市職員を幅広く臨時募集してはどうかと考えます。尼崎市では20人の会計年度任用職員を採用。つくば市では、新規雇用した企業等に貸金の一部を助成するとのことです。市の見解を伺います。

内向き思考からの脱却必要

【総務部長の答弁】新型コロナウイルス感染拡大を受け、失業や内定の取り消し等が発生している状況は認識していますが、市内学校等の休校や各施設の休館等の影響を受け、当市の一部の会計年度任用職員も当初予定した業務に就けず、業務内容などを調整しながら対応している状況となっています。

また、新型コロナウイルス感染症対策に係る新たな業務への対応については、5月13日に第1回目の特別定額給付金を支給するなど、スピード感をもって事務処理を進める必要性があり、常勤職員の協力体制や業務委託により対応している状況ですが、今後、必要に応じて会計年度任用職員として任用も検討していきます。

常勤職員の採用試験に関しては、7月の実施予定を延期し、受験者の感染リスクを低減する形での実施を準備しており、翌年度の採用とはなりますが、募集内容について検討し、必要な修正を行い、採用試験を実施する考えです。

新たな支援制度をご利用ください

休業支援金・給付金

7月10日から、コロナ禍で休業させられた中小企業の労働者のうち、**休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方**に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。

パート、アルバイトなどいわゆる非正社員や、**雇用保険非加入者にも支給**される。

支給日額は、休業前の6ヶ月のうち、いずれか3ヶ月に支給された賃金総額を90で割って

算出された額(賃金日額)の80%。賃金日額の上限は11,000円。

経営者の負担無し。

申請方法は郵送

(オンライン申請も準備中)、労働者本人が申請でき、事業主を

通じてまとめて申請することも可能である。

なお、本人の申請にあたって**事業主の協力が得られない場合でも**、申請できる。

(問合せ先 コールセンター 0120-221-276)



雇用支援は緊急課題

総務省統計局によれば、コロナ禍の中、完全失業者数は対前年度比、4月に約14万人増、さらに5月は33万人増に急増しており、休業者数はその約7倍、229万人増で、その内、非正規雇用労働者が161万人を占め、それらの多くが無給あるいは大幅減収に苦しんでいる。

市議会決議の第3項「雇用対策と市民サービス向上のために、常勤と会計年度任用等の**市職員10人を緊急募集**すること」は、まさに雇用支援の緊急性に対応するもの。一時のあるいは既定の業務にとらわれず、市民サービスの向上から必要な業務の割出し等、知恵を絞った雇用対策が求められます。

事業所家賃支援給付金

7月14日から、家賃支援給付金の支給が始まる。対象は、**資本金10億円未満**の中堅企業、中小企業、小規模事業者、**フリーランス**を含む個人事業者。条件は、5月～12月の売り上げが**1カ月で前年同月比50%以上減少**、または連続する**3カ月の合計で前年同期比30%以上減少**していること。対象経費は、自らの事業の為に占有する土地・建物の賃料の支払い。給付額は、申請時の直近一カ月の支払(月額)賃料に基づき算定した**給付額(月額)の6倍をまとめて支給**。例えば、個人事業主の場合、支払い賃料が37.5万円以下は、支払い賃料の2/3(上限25万円)。

(問合せ先 コールセンター 0120-653-930)